

寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金 Q & A

番号	区分	質問	回答
1	補助対象者	市内に支店や営業所等の事業所があるが、本社は市外です。対象となるか。	雇用調整助成金等を事業所単位で申請した場合に、雇用調整助成金等の支給申請に係る事業所が市内に所在するのであれば対象となります。
2	補助対象者	市外在住の個人事業者で事業所が市内にあるが、対象となるか。	雇用調整助成金等の申請書に記載している事業所所在地が市内であれば対象となります。
3	補助対象者	市内に複数の事業所を有する事業者が、事業所ごとに雇用調整助成金等を申請していた場合、それぞれで補助が受けられるか（事業所ごとに上限額まで補助金交付が受けられるか）。	補助対象者は、事業者（法人）ごととなります。そのため、市内に複数の事業所を有していても、事業所数に関わらず1事業者につき10万円が上限となります。
4	補助対象者	個人事業者で2種類の事業を行っている。それぞれが1事業者になるか。	複数の事業を行っていても、個人事業者1人につき1対象者です。また、法人の場合も、複数の事業を行っている場合がありますが、1法人につき1対象者となります。
5	補助対象経費	社会保険労務士に支払ったすべての費用が対象になるのか。	本市が補助するのは、雇用調整助成金等の支給申請に係る事務を社会保険労務士に依頼した場合に要する「申請書類作成費」、「提出代行・事務代理費」が対象となります。
6	補助対象経費	社会保険労務士に相談のみを行っていた（書類作成、申請は事業者自身で行った）場合、本補助金の対象となるか。	補助対象外です。 本市が補助するのは、雇用調整助成金等の支給申請に係る事務を社会保険労務士に依頼した場合に要する「申請書類作成費」、「提出代行・事務代理費」が対象となります。ただし、社会保険労務士に依頼した申請書類作成等に伴って発生した相談費用、着手金、就業規則の改正等に要した費用に関しては、補助対象です。
7	補助対象経費	社会保険労務士と顧問契約を締結しており、顧問報酬を支払っている。その分の報酬は、本補助金の対象となるか。	補助対象外です。 ただし、請求書等の書類から顧問報酬の内訳として、雇用調整助成金等の支給申請に係る費用であることが明確である場合、その費用は対象となります。
8	補助対象経費	市外の社会保険労務士に支払った費用でも補助対象となるのか。	府外や市外の社会保険労務士に支払った費用でも補助対象となります。
9	補助対象経費	消費税及び地方消費税は補助対象となるか。	消費税及び地方消費税は補助対象外です。
10	補助対象経費	いつからの判定基礎期間に対する雇用調整助成金等の申請費用が補助対象となるのか。	判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに係る雇用調整助成金等の申請費用が補助対象です。

11	補助対象経費	本補助金の申請期間前に社会保険労務士に支払った経費でも補助対象となるのか。	判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものであれば、申請期間前に社会保険労務士に支払った経費でも補助対象となります。
12	補助対象経費	雇用調整助成金等の申請をしたが、支給が受けられなかった場合は、本補助金の申請はできないのか。	雇用調整助成金等の支給が受けられなかった場合でも、本補助金の対象となりますので、ご申請いただけます。
13	提出書類	「社会保険労務士からの請求内訳が確認できる書類の写し」とは、どのようなものか。	雇用調整助成金等の支給申請に係る費用であることがわかる文言やその内訳、消費税及び地方消費税の額等が記載された書類（請求書や契約書、証明書等）をご提出ください。
14	提出書類	「社会保険労務士への支払いが確認できる書類の写し」とは、どのようなものか。	社会保険労務士が発行した領収書をご提出ください。 社会保険労務士への報酬の支払いを口座振込で行った場合、振込先と支払い金額が確認できる書類（振込金受取書や利用明細書（控）、通帳等）の写しをご提出ください。通帳の写しを提出する場合は、通帳の表紙や1ページ目の見開き部分のコピーを添付し、どなた名義の通帳から支払われたかわかるようにしてください。
15	提出書類	ハローワーク又は労働局の受付印が押された支給申請書の写しがありません。その場合はどうすればよいか。	受付印の押印されたものがなければ、提出した「支給申請書の控え」と「支給決定通知書」の写しの2点をご提出ください。
16	提出書類	オンラインで雇用調整助成金等の申請を行ったため、ハローワーク又は労働局の受付印が押された「支給申請書の写し」がありません。その場合はどうすればよいか。	申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きますので、そのメールを印刷していただき、「支給申請書の控え（写）」とともにご提出ください。
17	提出書類	社会保険労務士と契約では数回にわたっての雇用調整助成金等の申請をお願いしているが、その費用について市の補助金の利用を検討している。この場合、契約に基づいて申請した雇用調整助成金等の支給申請書は複数枚存在するが、市への補助金申請の際はどれを添付すればよいか。	雇用調整助成金等の支給申請書の写しは、補助対象経費に係るすべてのものを添付していただきますようお願いいたします。
18	提出書類	社会保険労務士と契約では数回にわたっての雇用調整助成金等の申請をお願いしているが、その費用について市の補助金の利用を検討している。社会保険労務士は申請の都度請求書を発行し、当社は都度支払いをしているため、「社会保険労務士からの請求内訳が確認できる書類」や「社会保険労務士への支払いが確認できる書類」は、それぞれ複数枚存在するが、市への補助金申請の際はどれを添付すればよいか。	「社会保険労務士からの請求内訳が確認できる書類の写し」及び「社会保険労務士への支払いが確認できる書類の写し」は、補助対象経費に係るすべてのものを添付していただきますようお願いいたします。
19	申請手続	申請期間はいつまでか。	申請期間は、令和3年10月18日から令和4年3月7日までです。
20	申請手続	原則、郵送での申請とのことですが、市役所に持参してもよいのか。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則、郵送でお送りいただきますようご協力をお願いします。
21	申請手続	本補助金の申請は1回しかできないのか。	上限額の10万円に達するまでは何回でも申請をしていただけます。2回目以降の申請の場合は、上限額からすでに交付を受けた金額を差し引いた金額以下で申請をお願いします。

22	申請手続	雇用調整助成金等の支給決定を受ける前に市へ本補助金の申請をすることはできるか。	領収書など社会保険労務士への支払いが確認できる書類等の申請に必要な書類がすべて準備できれば、支給決定の前でも市へ本補助金の申請をしていただけます。ただし、雇用調整助成金等の支給申請書にハローワーク又は労働局の受付印が押印されていない場合は、支給決定通知書の写しを提出していただく必要があります。
23	申請手続	申請者と振込先の口座名義人を別にするにはできるか。	振込先口座名義は、申請者本人の名義である必要があります。また、法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。